

大阪版認定農業者制度

大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例



大阪府環境農林水産部

条例に基づく大阪版認定農業者制度について

大阪農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や不足、遊休農地の増大など、年々厳しさを増しています。

一方、国の農政は、大規模な農業者の育成を中心に進めており、小規模な農業者の多い、大阪においては、その施策をそのまま反映することは困難な状況になっています。

そこで、都市農業における担い手の育成・確保を図るため、平成20年4月に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を施行し、府独自の「大阪版認定農業者制度」を推進しています。

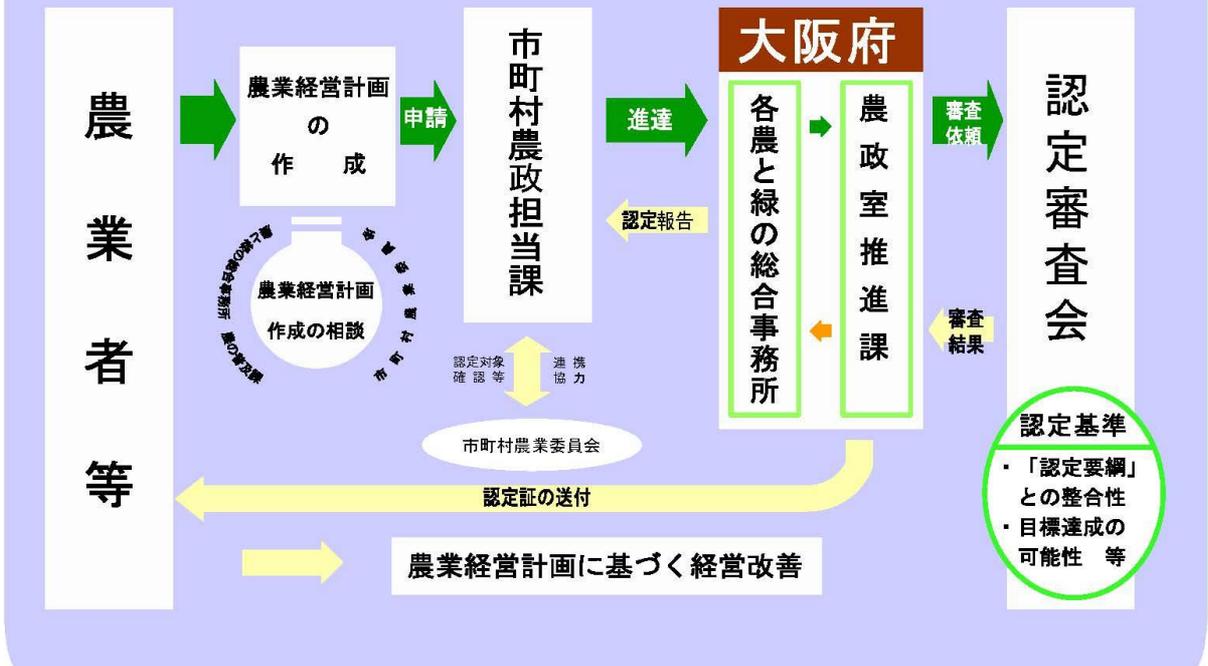
大阪版認定農業者制度の概要

本制度は、小規模な農業者の多い都市部の実態を踏まえ、国の認定農業者に加え、地産地消に取り組む小規模な農業者等を育成・支援することにより、府民へ新鮮で安全安心な農畜産物を安定的に供給することを目指しています。

大阪版認定農業者とは

認定のタイプ	5年後の目標
大阪府認定経営強化型農業者	<ul style="list-style-type: none">○農業経営基盤強化促進法に基づく国の認定農業者（年間農業所得550万円以上を目指す農業者）○上記に準ずる農業者
大阪府認定地域貢献型農業者	<ul style="list-style-type: none">○自ら生産した農畜産物、またはそれを使用して自ら製造した加工品等を府内へ出荷・販売し、年間販売金額50万円以上を目指す農業者<u>ただし、年間販売金額50万円以上を目指すことが困難な場合でも、大阪エコ農産物認証制度による認証を受けた生産計画に基づき出荷・販売を行う場合に限り、認定するものとする</u>○農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者
大阪府認定地域営農組織	<ul style="list-style-type: none">○構成員が生産した農畜産物、またはそれを使用して自ら製造した加工品等を府内へ出荷・販売し、その年間販売金額が〔農業者数×50万円〕以上を目指す組織○生産過程における基幹的な農作業（耕うん・畝立て、は種・定植、収穫など）を年間30a以上（延べ面積）の受託を目指す組織

大阪版認定農業者認定の手順



大阪版認定農業者への支援措置

経営所得安定対策で加算金の交付を受けられます

- 経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金（産地交付金）において、担い手加算を受けられることがあります（交付には制度への加入、水田で出荷・販売を目的とする対象作物の生産などの要件があります。また、年度によって、担い手加算の設定がない場合や金額が変動する場合があります。）
（詳細は、お住まいの各市町村地域農業再生協議会へご確認ください）

共同での機械購入・施設整備に補助金が活用できます

- 小型トラクター等の共同農業用機械や、直売所などの共同利用施設を整備することができる補助事業が活用できます【補助率1／3以内】
（採択基準等は、市町村、農と緑の総合事務所へご確認ください）

<支援事業HP>



農と緑の総合事務所の「普及指導員」が指導します

- 農と緑の総合事務所農の普及課・普及指導員による栽培技術や経営管理の重点的な指導
- 大阪エコ農産物をはじめとする環境保全型農業をめざした技術習得への支援



資金が借りやすくなります

- 農業近代化資金の貸付の要件である「前向き事業」について、大阪版認定農業者として取り組む事業を「前向き」と位置づけることにより融資手続きがスムーズになります。
（融資条件等は、農と緑の総合事務所、JAへご確認ください）

農業に関する様々な情報を提供します

- 「おおさかアグリメール」を利用して農業者にダイレクトに情報を届けます。
- 詳細及びお申し込みは以下URLまでお願いします。
<https://www.knsk-osaka.jp/nourin/agrimail/>

<アグリメールHP>



お問い合わせ先

地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所企画部企画グループ
(TEL 072-958-6551 (代表))

制度に関するQ&A

Q1 大阪版認定農業者は誰でもなれるのですか？

本制度では、小規模であっても地産地消に貢献する農業者、及び営農を支援する府民組織などを認定の対象としています。

Q2 認定の時期はいつですか？

認定は、毎年9月と3月に行われます。9月に認定を受ける場合は7月10日まで、3月に認定を受ける場合は1月10日までに市町村へ認定申請してください。

Q3 認定の有効期間はどれくらいですか？

農業経営計画の認定を受けた日から5年間です。

Q4 大阪版認定農業者は、国の認定農業者と同等の支援を国から受けることができるのですか？

大阪版認定農業者は府の条例に基づく認定であるため、国の認定農業者と同等の支援を受けることはできません。

Q5 国の認定農業者や認定新規就農者も農業経営計画(大阪版)を作成する必要があるのですか？

事務手続きなしに、国の認定農業者は大阪府認定経営強化型農業者、認定新規就農者は大阪府認定地域貢献型農業者とみなすので、それぞれ農業経営計画(大阪版)を作成・申請する必要はありません。

お問い合わせ先

詳細については、以下の府担当部署や市町村の農政担当部局へお問い合わせください。

- 大阪府農と緑の総合事務所
 - ・北部農と緑の総合事務所 農の普及課 ☎ 072-627-1121(代表)
 - ・中部農と緑の総合事務所 農の普及課 ☎ 072-994-1515(代表)
 - ・南河内農と緑の総合事務所 農の普及課 ☎ 0721-25-1131(代表)
 - ・泉州農と緑の総合事務所 農の普及課 ☎ 072-439-3601(代表)
- 大阪府環境農林水産部農政室推進課 経営強化グループ ☎06-6941-0351(代表)
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 さきしまコスモタワー22階

<大阪版認定農業者制度の詳細はホームページをご確認ください>
(制度について)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/seisyansyasapo-to/osakabannintei.html>

<認定制度HP>

